

仙台市発達障害者支援地域協議会における検討経過報告

仙台市発達相談支援センター

1 協議会の概要

発達障害者支援法に基づき、本市の附属機関に準ずるものとして平成30年度に設置した。

発達障害のある当事者・家族や学識経験者等を委員として、発達障害児者の支援体制に関する課題の情報共有、関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情に応じた体制整備について協議等を行っている。

協議会で特に検討が必要とされた事項については、作業部会を設け、1つのテーマにつき3年間かけて協議検討を重ねている。

近年では、知的障害がなく発達障害の特性も明確でないものの、複雑な課題を抱えている方からの相談が増加しており、学齢期以前に解決すべき発達課題が成人期に持ち越された結果、問題がより複雑化し、深刻な二次障害に至っている例も多いことから、学齢期から成人期の支援のあり方をテーマに取り組んでいる。

2 検討状況

【平成30年度～令和2年度】

「学齢期の発達障害児への『切れ目のない支援』を実現するための連携・協働のあり方」

学齢期の連携等における様々な課題を整理し、関係機関の具体的な取り組み事例も踏まえながら、必要な支援体制について検討を行い、本人を中心に置き、本人及び家族が地域で安心して暮らして行くうえで、教育・福祉・子育て分野のより一層の連携強化が必要であることを確認した。

その推進に向けて重視すべきポイントとして「コーディネート機能（人・機関）」、「顔の見える関係の中で情報共有や見立て等を共有し、支援方針を統一するための場」、「それぞれの立場を尊重できるチーム支援の土台となる人材育成」、「連携・協働をより補完するための連携ファイル等のツール」の4点を挙げ、報告書としてまとめた。

【令和3年度～令和5年度】

「成人期の自立を実現するために必要な支援やネットワークのあり方について」

成人期の現状と課題を振り返りながら、学齢後期から20代前半の成人前期に必要とされる支援のあり方について、各委員の実践や先進地の取り組みも参考に、協議検討を行っている。

- ・成人期の自立に向けて大切な視点として、乳幼児期・学齢期からの「安心できる関係づくり」「生活の土台づくり」「具体的な経験の積み重ねと振り返り」などが挙げられる。
- ・本市の社会資源を「くらす」「はたらく」「たのしむ」の観点から整理すると、これらの場が相互に影響しあう「ハブ」の機能を持った社会資源が必要と思われる。
- ・福祉だけではなく教育・労働・医療・司法と分野を超えて、地域のインフォーマルな資源も活用した仕組みが求められる。
- ・今後の具体的な取り組みの案：「たのしい」を軸にした活動や居場所づくり、「はたらく」体験の創出、ピアスタッフとの連携、支援機関が繋がりあう仕掛けづくり等

3. 今後について

今年度は、現在取り組んでいる協議事項のまとめの一年であることから、既存の社会資源や委員が持つネットワーク・アイデア等を鑑みながら検討を深め、本市における発達障害児者の支援体制整備の方向性やあり方についてまとめ、「報告書」として公表する予定である。

また、アーチルで主催するセミナーや講座等の活用により、協議検討した内容の発信や、先進地の取り組みを交えた実践報告を行う等、広く市民や支援者等に向けた普及啓発を行う。